

基金情報

No. 39 平成17年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
 〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
 Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
 ホームページ http://www.Glskkn.Com

平成17年度・主要事業概況

事項	4月末数	対前月増減数	事項	4月末数(累計)		
事業所数(件)	250	-1	年金調定額(円)	1,806,837,634		
加入員数(人)	男子	5,527	37	年金掛金	1,806,065,492	
	女子	2,338	20	取納率	99.96%	
	計	7,865	57	事務費掛金調定額(円)	98,312,844	
平均標準給与月額(円)	男子	341,858	-2,774	資産運用	信託資産額	295億92百万円
	女子	222,371	-357		修正総合利回り	-1.99%
	計	306,338	-2,104		ベンチマーク差	-0.37%
受給者数(人)	5,517	35	慶弔金	8件 17万円		
平均年金額(円)	447,434	2,862	保養所利用者数	114人		

10月からポータビリティが拡充

平成16年の年金制度の改正により、本年10月から年金のポータビリティが拡充されます。

ポータビリティ

年金のポータビリティ(携帯可能性)とは、企業年金において、年金加入者がある年金制度から別の年金制度に移る場合に、自分の年金に対する権利(年金原資)を携帯(移換)できることをいいます。

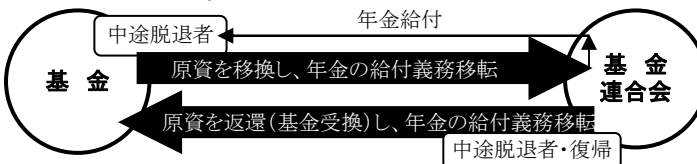
— 現状は一部のみで実施 —

現在でも、一部企業年金間のみでポータビリティが実施されています。

現行における一般的なポータビリティは、厚生年金基金と厚生年金基金連合会における原資の移受換です。

基金の加入者が短期間で退職した者など(中途脱退者)については、年金原資が基金から基金連合会に移換され、基金連合会がその基金の加入員期間に基づく年金給付を行うこととなっています。

また、中途脱退者が再び元の基金の加入者となった場合は、その中途脱退により移換された原資は基金連合会からその基金が受換することとなっています。



現行では、厚生年金基金と厚生年金基金連合会との間でのほか、双方の規約において、あらかじめ給付の支給に関する権利義務の移転・承継を定めている場合のみ、厚生年金基金・確定給付企業年金・厚生年金基金連合会(基金加入期間のある者のみ)間での移換の途が開かれています。

適年15,000件減

信託協会などの調べによる適格退職年金の数は、法施行前(平成14年3月末)の73,913件から2年後の平成16年3月末では59,162件と14,751件の減となっています。

厚生労働省の資料などによると、適年からの移行先は、中退共のよう平成14年度～平成16年度の3年間で5,015件が引継ぎされています。

企業型確定拠出年金への移行は760件程度であり、確定給付企業年金への移行は不詳のようです。

平成17年4月の年金インデックス▲2.13%

R&Iの年金情報による平成17年4月の投資収益率は、国内債券を除きマイナスとなっています。

マイナスへの転向は3ヶ月ぶり、4月の年金インデックスはマイナス2.13%と試算されています。

UFJ信託・運用商品開発部を新設

UFJ信託銀行は、さる5月9日にオルタナティブ商品に関するリサーチ体制や商品開発力を強化するため、運用統括部のオルタナティブ商品に関する調査・商品開発機能を分離し、独立した専門部として、受託資産部門アセットマネジメント本部に「運用商品開発部」が新設されました。

改正・ポータビリティの概要

企業年金相互間のポータビリティの拡充

◎基金と基金連合会との間のほか、基金間、基金と確定給付企業年金あるいは基金と確定拠出年金の間でのポータビリティが可能となります。

* 移転元制度の義務がそのまま引き継がれます(元の制度の加入期間が通算されます)。

* 双方の規約において、あらかじめ給付の支給に関する権利義務の移転・承継や資産移換できる旨を定めていることが必要です。

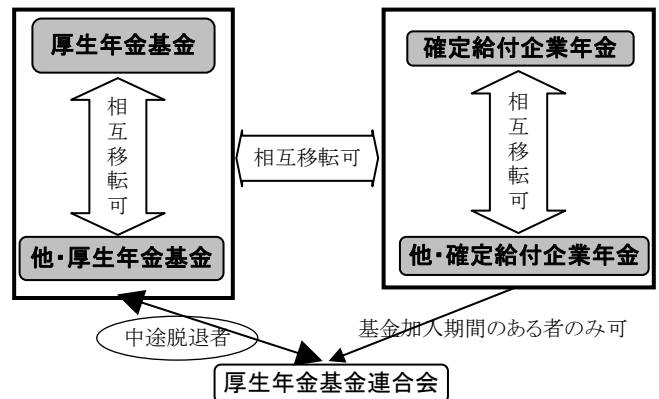
個人単位の基金間での移転が可能

◎従来、事業所単位でしかできなかった基金間での権利義務の移転が可能となります。

ただし、基金と確定拠出年金間での移転はできません。

* 移転内容や規約での定めが必要な点は企業年金相互間の場合と同様です。

* 現在でも、確定給付企業年金から基金への移転あるいは確定給付企業年金間での移転の途が開かれています。



課題

ポータビリティの拡充での権利義務の移転は、元の加入期間を全て通算するなど移転制約が多く、系列企業間等での利用に現実味があり、限定的な感があります。

特に、規約での給付の支給に関するあらかじめの定めは、総合基金での実行が困難と想われます。

厚基連・会員加入の促進に取り組み

厚生年金基金連合会は、平成16年の年金制度改正により、平成17年10月から「企業年金連合会」に名称変更するとともに、企業年金全体の年金通算センターとしての役割を担うこととなっています。

企業年金連合会においては、従来の厚生年金基金のほか、確定給付企業年金や企業型確定拠出年金を実施している企業を会員の対象とし、また、適格退職年金を実施している企業を特別会員としています。

このような企業年金連合会の発足に向け、厚生年金基金連合会は、加入説明会(東京地区:6月15日など)の開催やパンフレットの配布など会員の加入促進に取り組みははじめました。

《問合せ先》

厚生年金基金連合会・企画振興部会員加入促進チーム

〒105-0011 港区芝公園2-4-1 秀和芝パークビルB館10階

電話:03-5401-8712 ファックス:03-5401-8727

E-mail kikaku@pfa.or.jp

基金関連・動向と状況

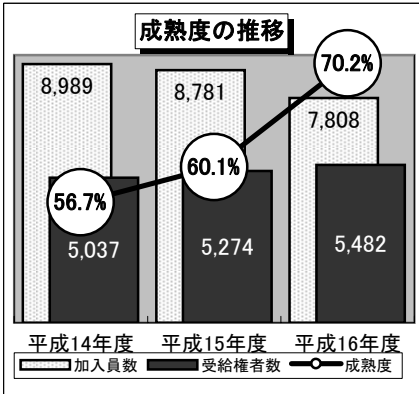
平成16年度の事業結果 《 ② 給付状況 》

年金受給権者割合は加入員1.4人に1人

年金受給権者数は、年々増加の一途の状況にあり、平成16年度においても208人の新規増があり、年度末では5,482人(男子:3,602人、女子:1,880人)となっています。

年金受給権者の対前年度の増加率は約4%ですが、平成16年度における任意脱退による大幅な加入員数の減もあり、成熟度は10%強の伸びを示し70.2%にも及ぶこととなりました。

この成熟度値は、受給権者1人を加入員1.4人が担っていくという厳しい状況を表しています。



新規裁定者は328人

平成16年度に年金の受給権を新規に取得した方は328人であり、前年度(351人)より23人少なくなっています。

一方、年金受給権を失った方(失権者)は120人であり、前年度(114人)より6人多くなっています。

差引受給権者数の増加は208人となり、前年度の増加数(237人)よりも29人少ない状況でした。

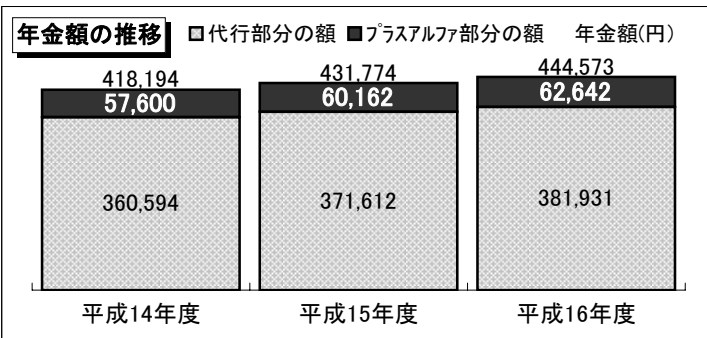
年金額は16.4%上昇にて給付

年金額も新規裁定者の増加による加入員期間や標準給与の伸びにより、平成16年度末における年金受給権者の平均年金額は444,573円となり、前年度より12,799円、3.9%の増加となっています。

プラスアルファ部分の額62,642円

基金の年金額は、厚生年金の年金額(代行部分の額)に基金独自の年金額(プラスアルファ部分の額)が上乘せ(厚生年金よりも高い年金額が給付される仕組み)となっています。

このプラスアルファ部分の平均年金額は平成16年度末で62,642円となっており、代行部分の平均年金額381,931円の16.4%に相当しています。



基金用語

【 支払差止 】

受給権を得た年金は、全額支給停止の間を除き、受給者が生存している限り各支払月に自動的に受給者に支払われます。

受給者が死亡し年金を受ける権利が失われても、その届出が基金に提出されない場合も自動的に支払が行われることとなり、年金の過払いとなってしまいます。

この過払いをできるだけなくすために、受給者の誕生日に「現況届」を提出していただき生存を確認することとなっています。

しかし、基金では送付した「現況届」が誕生日の末日までに返送されませんと、その方の年金を受ける権利が確認できないため、年金の支払を一時差止めることとなっています。

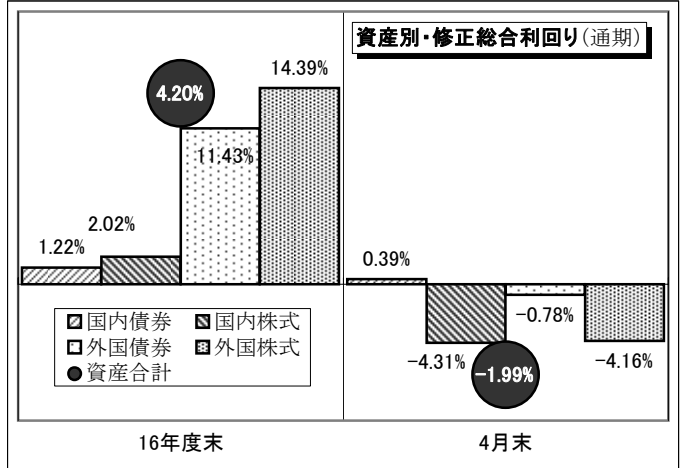
この年金の支払差止は、その後現況届の提出によって解除して支払を継続し、また、受給者の死亡が届出などによって確認できた場合は、年金の失権処理を行い、過払い分や未払い分の調整を行います。

6月の行事予定

6/28 第34回財政運営委員会・第47回年金資産運営委員会の開催

【お願い】当「基金情報」の加入員への閲覧方お願いいたします

年金資産の運用状況・速報 <平成17年度>



【4月の市場概況】

内債: 日銀総裁の低位長期金利水準肯定発言や日米株動向から伸悩み
内株: 米国の景気減速懸念による株価下落などから大幅な下げ
外債: 米国の景気減速懸念やIBM等の決算予想の下回りなどから低下
外株: 米国の小売売上高予想の下回りや一部企業業績下方修正で下落

年金支給総額は掛金収入の1.27倍

年金は、在職し、また一定以上の賃金を受けている方などは支給が停止されますが、これに該当している方は年金受給権者の3.7%となっています。

ただ、年金の支給停止は賃金の多寡によって停止割合が異なり、停止者3.7%のうち3%の方は年金額の一部が支給されています。

また、年金受給権者のうち4.5%の方は、生存が確認できないことにより支払が差し止められています。

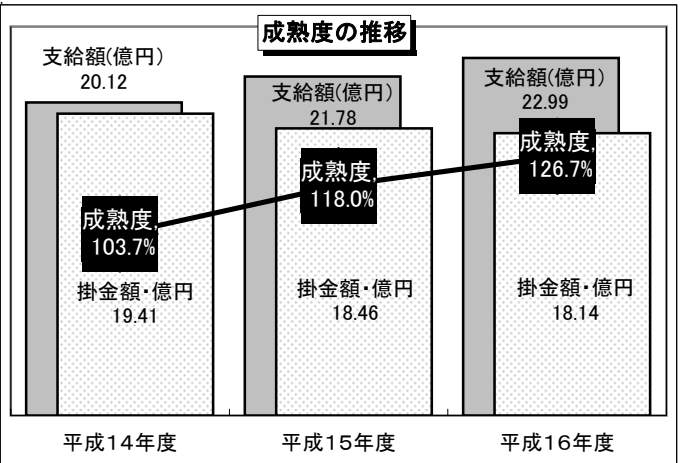
年金の受給者5,143人

支給年金額22億9859万円

一部支給停止者を含む年金の支給者(受給者)数は、年金受給権者の93.8%にあたる5,143人となっています。

年金支給額も受給権者数の増加などにより増大し、平成16年度においては22億9858万8240円(平均44万6935円)に及び、年金掛金収入を上回り、成熟度は126.7%に高騰しています。

ここ3年来の成熟度は毎年度10%程度の伸びを示している状況にあります。



支給状態別・件数割合 (平成16年度末)

